

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第711号

2015（平成27年）2月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2015年（平成27年）1月27日付けで諮問（第711号）された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ご当地ナンバープレートは「まちの紋章」として市民の市への愛着を深めるもの，地場地産の周知などによる経済的な効果をもたらすもの，また，原動機付自転車が地域内外を走行することで「走る広告塔」として市のPRにつながる効果があるものとして，2011年以降，原動機付自転車のご当地ナンバープレートを導入する自治体が増加している。

本市においては，ご当地ナンバープレートが及ぼす効果を踏まえ，市議会や市民等から，ご当地ナンバープレートを導入するよう，これまでに多数の要望が寄せられていた。これらの要望を受け，本市ではPR効果や費用対効果等の有効性を検討した結果，「ふじさわシティプロモーション」の一環として，ご当地ナンバープレートを導入することとなった。そしてまた，ご当地ナンバーの作成にあたっては，全国からデザインを募集する。

このデザインの募集については，郵送等のほか，市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに，行政事務の効率化を図ることができることから，電子申請による受付を行う。この電子申請による受付は藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第18

条のコンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 対象手続（記録の名称）

対象手続は、「ご当地ナンバープレートデザインを募集！」である。この応募について、書面、郵送、電子記録媒体にて受付するとともに、電子申請を利用して受け付けるものである。

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理の必要性

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、24時間365日受付を可能とするものである。

デザインの応募を全国規模で行うこと、またデザインをパソコンなどの機器を操作し作成することを考慮して、インターネットによる応募を受け付けることにより、応募者の負担軽減及び利便性向上を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取扱う個人情報（応募情報）について
応募に際しての個人情報は、デザイン応募者の氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス。

ウ 安全対策

電子申請により応募された情報にアクセスできる職員は、あらかじめ担当者登録をする必要がある。

また、電子申請システムにログインする際には登録した担当者ごとに利用者ID パスワードが必要。

(4) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月1日付け諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

ア 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム（代表事業者：日本電気株式会社 神奈川支社 支社長）と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。（平成27年4月1日より代表事業者が変更になる。）

イ ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用し、LGWANの通信

についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

ウ 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。入室の事前申請、作業決裁権者による承認、施設警備員による写真付身分証の確認、ワンタイムICカードの交付、生体認証。

また、ラックの鍵は施設管理者が管理しており、必要なときに必要なラックのみにしか触れない管理を実施する。

エ 管理基準

プライバシーマーク及びISMSに基づき「セキュリティ基本方針」、「セキュリティ実施規定」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

(5) 実施期間

2015年(平成27年)3月2日(予定)～

2015年(平成27年)4月20日(予定)

(6) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市ご当地ナンバープレート(原動機付自転車)デザイン募集要項

ウ 応募用紙

エ 電子申請・届出システム画面(案)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、24時間365日受付を可能とするものである。

デザインの応募を全国規模で行うこと、またデザインをパソコンなどの機器を操作し作成することを考慮して、インターネットによる応募を受け付けることにより、応募者の負担軽減及び利便性向上を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、以下の安全対策を講じている。

システムの安全性について

実施機関ではシステムの安全性について次のように述べている。

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月1日付け諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

電子申請により応募された情報にアクセスできる職員は、あらかじめ担当者登録をする必要がある。

また、電子申請システムにログインする際には登録した担当者ごとに利用者ID及びパスワードが必要である。

(ア) 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム（代表事業者：日本電気株式会社神奈川支社支社長）と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

(イ) ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線のLGWANを利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

(ウ) 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。入室の事前申請、作業決裁権者による承認、施設警備員による写真付身分証の確認、ワンタイムICカードの交付、生体認証。

また、ラックの鍵は施設管理者が管理しており、必要なときに必要なラックのみにしか触れない管理を実施する。

(エ) 管理基準

プライバシーマーク及びISMSに基づき「セキュリティ基本方針」、「セキュリティ実施規定」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上